

小田原市火入れに関する条例の一部改正について

1 改正の背景

小田原市火災予防条例において、令和8年4月から林野火災に関する注意報を発することができるよう、同条例の一部改正が予定されていることから、林野火災に関する注意報が発せられた際に火入れの制限を行うことができるよう、小田原市火入れに関する条例の一部を改正するものです。

2 改正する条例

小田原市火入れに関する条例

3 改正の内容

現在は、強風注意報等が発せられた場合に火入れの禁止又は中止を求めることとしていますが、これらに加え、林野火災に関する注意報が発せられた場合にも火入れの禁止又は中止を求めることとします。

4 施行予定日

令和8年4月1日